

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						450,769
現金						0
預貯金						450,769
普通預金(No. 1669702)	厚木市農業協同組合清川支所ほか		運転資金として			450,769
普通預金(No. 2915575)	厚木市農業協同組合清川支所		運転資金として			337,242
普通預金(No. 2592473)	厚木市農業協同組合清川支所		運転資金として			1,701
普通預金(No. 1206927)	厚木市農業協同組合清川支所		運転資金として			4,617
普通預金(No. 6507295)	厚木市農業協同組合清川支所		運転資金として			3,272
普通預金(No. 00240-3-6242)	煤ヶ谷郵便局		運転資金として			32,698
普通預金(No. 1385093)	みずほ銀行厚木支店		運転資金として			581
事業未収金	地域密着型通所介護事業等					70,758
立替金						11,635,360
前払金						49,203
						19,231
						12,174,563
<b>流動資産合計</b>						
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
定期預金	厚木市農業協同組合		基本財産			1,000,000
						1,000,000
<b>(2) その他の固定資産</b>						
車輛運搬具	ワゴンR 他		利用者送迎、事務用など	5,712,886	5,712,882	4
器具及び備品	パソコン一式 他		事業運営用器具として	2,692,280	2,614,401	77,879
長期貸付金						0
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉協議会		正規職員の退職に備えるため			40,572,720
退職給付引当資産	神奈川県福利協会					9,112,500
福祉基金積立資産	厚木市農業協同組合清川支所		社会福祉、地域福祉推進を目的とする事業等への活用			2,077,930
定期預金(No. 42163509)						1,216,853
定期預金(No. 46365608)						330,000
定期預金(No. 57033817)						176,077
定期預金(No. 53612016)						355,000
ボランティア活動振興基金積立資産	厚木市農業協同組合清川支所		ボランティア活動の振興を目的とする事業への活用			4,082,679
定期預金(No. 14494338)						1,000,000
定期預金(No. 32656857)						3,082,679
退職積立資産	厚木市農業協同組合清川支所		正規職員の退職に備えるため			4,237,889
定期預金(No. 53612049)						4,237,889
介護保険積立資産	厚木市農業協同組合清川支所		介護保険事業所の運営に活用			424,719
定期預金(No. 42167772)						224,719
定期預金(No. 50133857)						200,000
						60,586,320
						61,586,320
						73,760,883
						60,586,320
						61,586,320
						73,760,883
<b>その他の固定資産合計</b>						
<b>固定資産合計</b>						
<b>資産合計</b>						
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	光熱水費などの未払金					8,928,880
預り金						0
職員預り金						285,754
社会保険料預り金	社会保険料本人負担分					285,754
						9,214,634
<b>流動負債合計</b>						
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金						49,685,220
全社協退職給付引当金	正規職員 4名					40,572,720
福利協会退職給付引当金	正規職員 4名					9,112,500
						49,685,220
						58,899,854
						14,861,029
						49,685,220
						58,899,854
						14,861,029

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づき社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてはのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。